

令和8年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和8年2月5日(木)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和8年2月5日(木) 15時44分宣告
4. 出席議員
 - 1番 川本 息 生
 - 2番 亀澤 林大朗
 - 3番 松山 貢
 - 4番 村上 一
 - 5番 脇田 千代志
 - 6番 石橋 良行
 - 7番 村尾 茂樹
 - 8番 菊地 政文
 - 10番 石田 茂春
 - 13番 吉田 雅紀
 - 14番 仲吉 正
5. 欠席議員
 - 9番 西尾 幸太郎
 - 11番 松本 清孝
 - 12番 坪内 涼二
6. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
 - 広域連合長 池田 高世偉 隠岐島前病院事務部長 中尾 清司
 - 副広域連合長 坂栄 一秀 隠岐病院事務部長 山崎 章
 - 同 平木 伴佳 同 総務課長 原 幸一
 - 同 曳野 晃夫 同 医事経営課長 佐々木 朋哉
 - 同 川崎 康久 診療所事務長 野津 晶
 - 事務局長 齋賀 光成 消防長 田中 勤
 - 総務課長 和田 哲也 消防総務課長 渡邊 秀幸
 - 介護保険課長 上野 俊之
7. 職務のため出席した事務局職員の氏名
 - 議会事務局長 藤野 則子 書記 高井 美雪
8. 会議録署名議員
 - 5番 脇田 千代志
 - 6番 石橋 良行
9. 議事日程 別紙のとおり
10. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
11. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目
 - 承認第1号 令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
 - 承認第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 承認第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 承認第4号 隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 承認第5号 工事請負契約の締結(隠岐島消防署島前分署庁舎建設工事)の専決処分について
- 承認第6号 工事請負契約の締結(隠岐島消防署海土出張所庁舎建設工事)の専決処分について
- 承認第7号 令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 承認第8号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 承認第9号 令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 承認第10号 令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 承認第11号 令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 承認第12号 令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 承認第13号 令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 承認第14号 令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 承認第15号 令和7年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 承認第16号 令和7年度消防事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 議第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第2号 隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 議第3号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議第4号 令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第5号)
- 議第5号 令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第6号 令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第7号 令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第8号 令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第9号 令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第10号 令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第11号 令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第12号 令和7年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第13号 令和7年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第14号 令和7年度消防事業特別会計補正予算(第4号)
- 議第15号 令和8年度隠岐広域連合一般会計予算
- 議題16号 令和8年度介護保険事業特別会計予算
- 議第17号 令和8年度隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第18号 令和8年度隠岐病院事業特別会計予算

議第 19 号 令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計予算

議第 20 号 令和 8 年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算

議第 21 号 令和 8 年度へき地診療所事業特別会計予算

議第 22 号 令和 8 年度消防事業特別会計予算

- | | |
|---------------|-------------|
| 12. 選挙の経過 | なし |
| 13. 議事の経過 | 次ページ以下会議録参照 |
| 14. 常任委員の選任 | なし |
| 15. 議会運営委員の選任 | なし |
| 16. 傍聴者 | 1 名 |

議事の経過

○議長（仲吉 正）

皆様、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 8 年第 1 回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、総額 126 億 5,200 万円の令和 8 年度当初予算案 8 件をはじめ、承認案件 16 件、条例改正案 3 件、令和 7 年度補正予算案 11 件を含めた、合計 38 案件が上程されております。

議員の皆さんの慎重審議をいただきまして、適切な決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からではございますが、ご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和 8 年第 1 回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど議会事務局長からの報告のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告 15 時 44 分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により、5 番「脇田千代志」議員、6 番「石橋良行」議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

日程第 2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 2 月 5 日から 2 月 6 日の 2 日間にしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日2月5日から2月6日の2日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」を行います。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙2「諸般の報告書」を参照願います。

1件、ご報告を申し上げます。

昨年11月6日から8日にかけて、私と総務消防常任委員会委員7名、事務局長、事務局総務課企画財政係長及び議会事務局長の10名で、「フェリーしらしま」の後継船の建造先の工場見学などを目的とする行政視察に、広島県尾道市へ出かけました。

詳細につきましては、この後、日程第4「委員長報告」にて、総務消防常任委員長より報告をいたします。

日程第4. 委員長報告

日程第4.これより「委員長報告」を行います。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、総務消防常任委員長より行政視察の報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って総務消防常任委員長の報告を受けることに決定いたしました。

総務消防常任委員長の発言を許します。

○6番(石橋 良行)

総務消防常任委員会行政視察報告、隠岐広域連合議会議長「仲吉正」様、総務消防常任委員会委員長「石橋良行」。

総務消防常任委員会の行政視察報告をいたします。

当委員会はフェリー「しらしま」後継船建造事業にあたり、去る令和7年11月6日から11月8日まで議員7名、職員3名の10名で広島県尾道市に赴き行政視察を行いました。

新船を建造する内海造船(株)の基幹工場2か所と、一次下請け工場等の集積された因島鉄鋼団地及び、内装施工を一括下請けする新栄産業(株)への視察、意見交換等を実施しました。

新造船元請けとなる内海造船は前身を瀬戸田造船として設立され、その後、日立造船の系列会社となり小・中型フェリー等の連続建造体制を整えておられます。同社社長、役員、各専門スタッフの皆様には、視察前後の説明時から非常に誠意が感じられ信頼に値するとの印象を受けました。さらに意

見交換の中では自社の仕事への自信と質問に対する的確な回答もあり、要望等にも丁寧に応えていきたいという気概も感じられました。

昨今の造船業界は国策としての注力と国内船の建造が重なり、造船ブームとなっております。業界では利益率の低さからフェリー建造会社が減少傾向の中、同社は造船技術の継承、顧客と地域の生活と雇用を守るという使命感からフェリー建造を社業としているとの事でありました。

建造実績も多く、豊かな経験に基づく技術が揃っていると思われまます。離島航路特有の制約条件を踏まえた設計事例も挙げられ、操船性、接岸性への寄与が期待されます。

また、装備、内装等の充実が船員確保の一助になるとの思いも持ちながら、省エネ型船に関する最新情報と共に、省人化への可能性について現計画以上は難しい等の見解も示されました。

船舶内装、艙装は一次下請けの新栄産業(株)がプランニングから施行まで一括発注方式で請けておられ、この事は船主、発注者からの意思、意向がしっかりとディティールまで反映されるかの懸念も考えられます。

船長室、船員室のCG パースをベースにしたモデルルームを視察しましたが、船内環境や客室関連のものは現段階では未だ無く、今後ステップを追って確認、承認していく事となります。

マスタープラン、内装プラン、デザイン、基本設計等の工程の中で発注者側にもシビアな取り組みが求められると思われまます。また、運航者としての隠岐汽船側からも当事者として必要な情報を提示頂くための進め方、体制が大変肝要と感じました。

また宿泊、観光事業者の専門分野の方々も内装プロジェクトチーム等に参加いただき、様々な意見を反映させる事の必要性和、さらに今後運航会社の現場レベルの担当者、関係団体での合同視察も実施出来ればなお理想的かと思ひまます。

デザインマネジメント的視点においては、設計上の「機能要求」に関する事項を「コンセプト」として捉えてしまっておられ業務認識上の問題があり、デザイン理論上の概念理解と共有が達成されればより良いプロジェクトになると思われまます。

新船の「存在感」、「空間クオリティー」を利用者に提供するための原点として「コンセプト」の創出をし発注者として示す事と、さらに併せてコストとのバランスを取りながらいかに実現させていくかも大きな課題であると考察いたしまます。

やがて来たる進水式の際には、隠岐4か町村の皆さまがその様子を実感出来るよう YouTube ライブ配信等を実施し、新造船、隠岐航路新時代を迎える喜びを共有し、隠岐の大きな新時代創生に期する事を期待いたしまます。

最後に多忙の中、今回の視察に際しご丁寧に対応いただいた内海造船(株)、新栄産業(株)の皆様へ感謝申し上げ、併せて議会事務局、及び執行部の皆様のご尽力にも感謝申し上げて総務消防常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長(仲吉 正)

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第5. 広域連合長の施政方針

日程第5.「広域連合長の施政方針」を行います。

○番外（池田広域連合長）

皆さんこんにちは。令和8年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

寒さ厳しい日々が続いておりますが、議員各位におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただきましたが、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、川崎副広域連合長が、2月13日をもって任期満了により退任されることとなりました。川崎副広域連合長には、平成30年の就任以来、2期8年にわたり、隠岐広域連合の事業運営に多大なるご尽力を賜りました。ここに深く感謝の意を表しますとともに、今後ますますのご活躍とご健勝を祈念申し上げます。

さて、新年に入り、1月6日には島根県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生し、山陰両県において被害が生じました。隠岐圏域におきましても、海士町で震度4を観測したほか、各町村で震度1以上の揺れが複数回観測されましたが、幸いにも大きな被害は報告されておりません。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

次に、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定める「有人国境離島法」につきましては、令和8年度末で期限を迎える時限立法のため、引き続き島根県及び隠岐4か町村と連携し、改正・延長に向けて国へ働きかけてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、令和8年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会に当たり、諸議案の提案に先立ち、令和8年度における隠岐広域連合運営の基本方針及び主要事業について申し述べ、議員各位はもとより、島民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる基本方針についてであります。第5次隠岐広域連合広域計画に基づき、効率的かつ効果的で円滑な事業運営に努めてまいり所存であります。

はじめに、事務局総務課が所管する事業について申し上げます。

隠岐航路につきましては、船舶の指定管理者である隠岐汽船株式会社における人員不足に伴う減便への対応として、関係機関と連携・協働し、人員確保対策に取り組むとともに、早期にフェリー3隻及び超高速船1隻による通年運航の再開を目指してまいります。

船舶関係では、超高速船「レインボージェット」について、令和7年度から2か年で実施している大規模修繕工事を引き続き行い、更新時期として想定している令和14年度まで、安定的な維持を図ってまいります。

また、フェリー「しらしま」の後継船建造につきましては、概ね設計が完了しており、令和8年度には起工式及び進水式を執り行う予定としております。令和9年度の就航に向け、隠岐汽船株式会社

と連携を図りながら建造を進めるとともに、新船就航に合わせて乗船システムを導入できるよう、システム開発を進め、航路運航の安定化及び利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

次に、知的障がい者支援施設「仁万の里」事業についてであります。

第3期指定管理期間の最終年度を迎えることから、隠岐圏域における障がい者福祉の中核施設としての機能及び体制の在り方を明確にし、利用者の皆様へのより良いサービス提供と、保護者の皆様の想いを大切にされた施設運営を行うため、次期指定管理者の選定を進めてまいります。

最後に、レインボープラザ事業につきましては、施設及び利用者の安全管理並びに満足度の向上に努めるとともに、隠岐圏域の妊産婦や患者の皆様が安心して長期滞在用客室を利用できるよう、指定管理者及び関係機関と調整を図りながら、選ばれる施設となるよう魅力ある運営に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度の開始から25年以上が経過し、高齢化の進展とともに、地域における介護の役割は一層重要性を増しております。隠岐圏域におきましても、介護保険制度は高齢者の暮らしを支える重要な仕組みとして定着しており、これまでの取組により、サービス提供体制の整備は着実に進んでまいりました。

一方で、今後も介護サービス需要の増加が見込まれる中、人口減少に伴う担い手不足が大きな課題となっております。このため、介護人材の確保に向け、介護保険サービス事業者との連携のもと、多様な人材の受入れを進めるとともに、介護職を志す若者への実習機会の提供など、将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。あわせて、島内での研修開催を推進し、専門性の向上と受講者負担の軽減を図ってまいります。

本年は、第9期介護保険事業計画の最終年度であると同時に、第10期計画の策定に向けた重要な年です。「地域（なじみ）の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島」の実現を見据え、介護予防に関する地域調査及び在宅介護に関する実態調査を実施し、地域の実情を的確に把握しながら、構成町村をはじめ関係機関と連携し、安定した介護サービスの維持・継続に向けた計画策定を進めてまいります。

次に、病院事業全体について申し上げます。

病院事業につきましては、令和5年度に策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき運営を進めておりますが、令和8年度には、国から「新たな地域医療構想策定ガイドライン」が示され、各都道府県において「新たな地域医療構想」が策定される予定となっております。これにより、隠岐圏域における病床機能別の必要病床数など、地域の医療ニーズが明らかになるものと見込まれます。

物価高騰や処遇改善等の影響により、病院経営は極めて厳しい状況にあることから、経営改善に向けた取組が急務となっております。新たな地域医療構想を踏まえつつ、持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、隠岐島前病院についてであります。

令和8年度の診療体制として、常勤医師及び非常勤医師により、8診療科を維持することとしてお

ります。また、専攻医3名が6か月ずつ研修を行いながら従事する予定であり、医師の増員による常勤医師の負担軽減と、将来の常勤医師確保につながるものと期待しております。

医療スタッフの確保につきましては、全職種において厳しい状況が続いており、確保状況によっては現行の医療提供体制を維持していくことに懸念が生じます。このため、働きやすい職場環境及び住環境の整備に加え、処遇改善等を通じて、魅力ある職場づくりを進めてまいります。

また、新規職員の獲得に向け、令和7年度にリニューアルしたホームページを中心に、ソーシャルメディアも活用しながら情報発信の強化を図るとともに、島根県及び島前3町村と連携し、確保に全力で取り組んでまいります。

次に、隠岐病院についてであります。

五箇診療所の佐藤医師の退職に伴い、「糖尿病・内分泌科」を廃止いたしますが、引き続き島根県や大学等のご支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により、15診療科体制で対応してまいります。

医療スタッフにつきましては、看護師、臨床検査技師及び臨床工学技士の定数確保が困難な状況が続いております。特に看護師については、令和6年度から重点的な取組を進めており、SNS等を活用した情報発信の強化や、医療DXの推進による業務負担の軽減及び効率化を図り、医療従事者に選ばれる病院づくりに継続して取り組んでまいります。

医療提供体制につきましては、病診連携の更なる強化を図るべく、都万診療所に加え、五箇診療所も隠岐病院から医師を派遣する予定としております。

また、需要の増加が見込まれる在宅医療について、訪問診療、訪問看護と介護事業者との連携強化に取り組んでまいります。

さらに、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する第三者評価制度である病院機能評価受審に向け、職員の意識改革と業務全体を見直す取り組みを行い、島民の皆様にご安心いただける医療提供体制の充実を図ってまいります。

次に、診療所事業について申し上げます。

診療所事業につきましては、引き続き病診連携の強化を重要な課題と位置付け、患者情報の適切な共有や医療機器の共同利用を推進するとともに、医師をはじめとする医療人材の確保及び連携体制の充実に努めてまいります。

また、電子カルテシステムの安定的な運用と医療DXのさらなる推進により、診療情報の円滑な連携、業務の効率化及び医療の質の向上を図り、地域に密着した安全・安心の医療提供体制の充実に取り組んでまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

近年、風水害や土砂災害の増加に加え、少子高齢化の進展による自助・互助機能の低下に伴い、要援護者が増加するなど、消防需要は年々高まっております。このような状況を踏まえ、住民の安全・安心を確保するため、持続可能な消防行政の推進と人材育成が重要となっております。

令和8年度におきましては、災害対応力の強化を図るため、防災関係機関との連携強化や、実災害を想定した訓練の充実に取り組んでまいります。

また、指揮・情報収集体制の向上、人材確保及び教育訓練の強化を通じて、将来を担う消防職員の育成を推進してまいります。

火災予防につきましては、山火事の防止、住宅用火災警報器の設置促進、事業所における防火・避難対策の徹底に加え、違反対象物の是正及び公表制度の積極的な活用を進めてまいります。あわせて、林野火災注意報等に関する火災予防条例の改正を行い、より実効性の高い火災予防体制の構築を図ってまいります。

救急業務につきましては、救急救命士の養成を進めるとともに、医療機関等との連携を強化し、救急業務の高度化を図ってまいります。併せて、応急手当の普及啓発や救急車の適正利用の周知にも努めてまいります。

通信指令業務につきましては、令和7年度に消防救急デジタル無線の更新が完了しており、令和8年度の供用開始に向け、消防通信指令システムの更新を進めてまいります。

最後に、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備につきましては、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めております。令和7年度末に造成工事が完了し、建築工事を本格的に進めてまいります。これにより、防災活動の拠点として、地域住民の安全を守る総合消防力の一層の向上に努めてまいります。

以上、私の令和8年度における施政方針を述べさせていただきましたが、事業の推進に当たりましては、隠岐広域連合の使命を果たすべく、あらゆる角度から検証・検討を行いながら、大胆かつ着実な施策を展開し、今後とも広域行政が円滑に推進できるよう、職員一丸となって最善の努力を尽くす所存であります。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（仲吉 正）

以上で、広域連合長の施政方針を終わります。

先ほど、広域連合長から、同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」が提出されました。お諮りします。

同意第1号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 議案上程

追加日程第1.「議案上程」の件を議題といたします。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは本日追加提案いたしました、同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」ご説明申し上げます。

常勤の副広域連合長であります「川崎康久」氏が平成8年2月13日をもって、任期満了となりますが、100億円を超える予算規模への対応、隠岐航路などに関する協議交渉への対応のため、責任ある常勤の副広域連合長として、新たに「野津信吾」氏を隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同意いただければ、令和8年3月1日から4年間、同氏を選任する予定としております。何卒よろしく願いをいたします。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより「質疑」を行います。

同意第1号について、質疑はございませんか。

○4番（村上 一）

新しい副広域連合長の野津さんという方の経歴が、今ちょっと出てきたかもしれませんが、どのような方かというのを教えていただきたいと思います。

○議長（仲吉 正）

答弁できる範囲でお願いいたします。

○番外（池田広域連合長）

新たに選任同意を求める野津信吾氏の経歴ということでございますが、平成5年4月2日に隠岐島町村組合で採用させていただき、令和6年3月31日、隠岐広域連合を退職しております。

隠岐広域連合での主な職歴は、事務局総務課長、これを平成26年度から平成31年度まで、そして、事務局長を、平成30年度から令和3年度まで、この間は、総務課長を兼務した期間も含まれております。そして、隠岐病院の事務部長を、令和4年度から令和5年度まで務めて、令和6年の3月に退職をされたという経歴でございます。

○4番（村上 一）

年齢を教えてくださいますか。

○番外（池田広域連合長）

はい、年齢をということでございますが、59歳ということですよ。

○議長（仲吉 正）

村上議員よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、「討論」を行います。

同意第1号について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより「採決」を行います。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で追加日程の件を終わります。

日程第6. 議案上程

日程第6.「議案上程」の件を議題といたします。

承認第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」から、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」までの38案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、38案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外(池田広域連合長)

それでは、承認第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」から、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」までの38案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」ご説明申し上げます。

レインボープラザの監視カメラの故障により、機器設備の更新を行うため、歳入歳出それぞれ143万円を増額し、歳入歳出予算の総額を27億7,343万9,000円とし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第2号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考に、特定任期付職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

人事院勧告及び人事委員会勧告等を参考に、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第4号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明申し上げます。

職員の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第5号「工事請負契約の締結（隠岐島消防署島前分署庁舎建設工事）の専決処分について」ご説明申し上げます。

12月11日に5者による指名競争入札を執行し、株式会社渡辺工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額5億4,560万円で工事請負契約を締結し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第6号「工事請負契約の締結（隠岐島消防署海土出張所庁舎建設工事）の専決処分について」ご説明申し上げます。

12月11日に5者による指名競争入札を執行し、株式会社吉崎工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額5億325万円で工事請負契約を締結し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第7号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定及び手当実績見込みの増に伴う人件費の増、並びに隠岐航路の人材確保対策及び乗船システムの導入支援に係る補助金創設のため、歳入歳出それぞれ1,576万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を27億8,920万3,000円とし、併せて、隠岐航路関連事業について債務負担行為を設定し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第8号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定及び手当実績見込みの増に伴う人件費の増、第1号被保険者保険料還付金の増により、歳入歳出それぞれ360万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億4,869万9,000円とし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第9号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定に伴う給与費の増により収益的支出を増額し、電子カルテシステム更新事業費の増により資本的収入及び支出を増額し、企業債の補正及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第10号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」ご

説明申し上げます。

給与改定に伴う給与費の増により収益的支出を増額し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を行い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 11 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費の増、並びに医療機器購入のため、歳入歳出それぞれ 267 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,547 万 7,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 12 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定及び産休代替職員の採用に伴う人件費の増、並びに医療機器購入のため、歳入歳出それぞれ 899 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,056 万 6,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 13 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費の増のため、歳入歳出それぞれ 74 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 9,391 万 9,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 14 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費の増のため、歳入歳出それぞれ 251 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 8,503 万円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 15 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

医療機器購入のため、歳入歳出それぞれ 654 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4,892 万 1,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、承認第 16 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」ご説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費の増のため、歳入歳出それぞれ 2,201 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 22 億 2,325 万 5,000 円とし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、議第1号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

大規模災害等の発生時における「災害応急作業等従事手当」について、人事院規則及び島根県条例等を参考に、手当額の加算に係る規定を設けるよう所要の改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第2号「隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

診療所ごとに設置していた特別会計について、事業の実態に即した整理・統合を行い、財務管理の効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和8年4月1日からとし、改正前の各会計の会計処理及び財産の帰属について経過措置を設けるものであります。

次に、議第3号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

近年のサウナブームを背景に、消費熱量の小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を定める必要性が生じていること、また、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて「火災予防条例（例）」が一部改正されたことに伴い、隠岐広域連合火災予防条例について所要の改正を行うものであります。

施行期日は、令和8年3月31日とするものであります。

次に、議第4号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い議会費を減額し、総務費において、一般管理費、レインボープラザ管理費及び超高速船・フェリー管理費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い分担金及び負担金、繰入金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ444万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,475万9,000円とするものであります。

次に、議第5号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費、保険給付費及び地域支援事業費を減額し、事業費見込みの減に伴い基金積立金を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1億3,242万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億1,627万1,000円とするものであります。

次に、議第6号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、決算見込みに伴い医業収益を増額するものであり、医業外収益は、補助事業採択に伴い補助金を増額し、収支改善に伴い負担金交付金を減額するものであります。

医業費用は、職員の未採用に伴い給与費を減額し、決算見込みに伴い材料費及び経費を増額し、減価償却費及び研究研修費を減額するものであり、医業外費用は、実績に伴い消費税等を増額するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、企業債償還金について令和6年度の借入額確定に伴い減額し、投資については修学資金貸与者の減により貸付金を減額するものであります。

資本的収入は、企業債償還金の減に伴い出資金を減額し、修学資金貸与者の減に伴い長期貸付金収入を減額するものであります。

補正予算第5条は、給与費の減額に伴い議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第6条は、材料費の増額に伴い棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第7号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、決算見込みに伴い医業収益を減額するものであり、医業外収益は、補助事業採択に伴い補助金を増額し、収支悪化に伴い負担金交付金を増額するもので、訪問看護事業収益は、決算見込みに伴い事業収益を増額し、収支悪化に伴い事業外収益を増額するものであります。

医業費用は、職員の未採用による減と代替職員及びパート医師報酬の増との差引による給与費の減、決算見込みに伴い材料費を減額し、経費及び資産減耗費を増額するものであります。

特別損失は、令和6年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県及び隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、医療機器の購入中止及び入札実績に伴い建設改良費を減額し、投資については、修学資金貸与者並びに医師研修資金貸与者の減により貸付金を減額するものであります。

資本的収入は、建設改良費の減に伴い企業債及び出資金を減額し、補助金については、補助事業採択に伴う増と医師研修資金貸与の減による減との差引により減額し、修学資金貸与者の減に伴い長期貸付金収入を減額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の金額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の減額に伴い議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第7条は、材料費の増額に伴い棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第 8 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び医業費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 960 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 1,586 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 9 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を減額し、医業費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入を減額し、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 431 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,625 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 10 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を増額し、医業費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、分担金及び負担金、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1 億 1,838 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,553 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 11 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、県支出金を減額し、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 33 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,469 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 12 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び医業費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入を減額し、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算それぞれ 49 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,842 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 13 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説

明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入を減額し、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 47 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 981 万 8,000 円とするものであります。

次に、議第 14 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を減額し、事業費において、造成工事の変更に伴い島前分署施設整備費及び海土出張所施設整備費を増額し、入札実績に伴い車両整備事業費を減額するものであります。

歳入につきましては、事業費の増額に伴い分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 1,700 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 22 億 4,026 万円とするものであります。

また、事業費において、令和 7 年度分執行額の確定に伴い、繰越明許費の額を変更するものであります。

続きまして、議第 15 号から議第 22 号までの議案は、一般会計及び特別会計の令和 8 年度当初予算についてであります。

当初予算の編成にあたりましては、厳しい財政環境の中、新船建造などの大規模事業を始めとする、広域計画に掲げる施策を着実に推進するため、効率的、効果的な事業運営による経費節減に努めるとともに、病院事業につきましては、企業としての独立採算制を追求し、収支改善に努めた予算編成を行ったところであります。

令和 8 年度当初予算の全会計の歳出総額は 126 億 5,200 万 7,000 円で、前年度当初予算と比較して 18 億 3,556 万 7,000 円の減額予算となっており、構成団体負担金は 55 億 3,387 万 3,000 円で前年度に対し 20 億 5,946 万 6,000 円の減額となっております。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

議第 15 号「令和 8 年度隠岐広域連合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 23 億 6,371 万 3,000 円と定め、前年度と比較して 3 億 8,757 万 1,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減に係る国庫支出金、県支出金、隠岐航路維持振興基金の取崩による基金繰入金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で特別職 1 名及び一般職 10 名の人件費、レインボープラザ、超高速船レインボージェット及びフェリー並びに仁万の里の管理費が主なもので、超高速船・フェリー管理費は、指定管理料及びフェリー「しらしま」後継船建造事業費、人材確保対策支援補助金及び乗船シ

システム導入支援補助金、仁万の里管理費では、指定管理料が主なものであります。

次に、議第 16 号「令和 8 年度介護保険事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 34 億 8,551 万 5,000 円と定め、前年度と比較して 715 万 1,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金
金が主なもので、保険料は所得段階人数の変更に伴い、前年比 235 万 4,000 円の増額となっております。

歳出につきましては、総務費で一般職 7 名の人件費、介護保険システムの標準化対応のほか、介護
認定審査会費が主なもので、保険給付費は、島外施設への入所者増などの影響により、前年比 1,963
万 2,000 円の増、地域支援事業費は、各町村の計画に基づき、前年比 175 万円の増額となっております。

次に、議第 17 号「令和 8 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算第 2 条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は 44 床で、年間患者数は前年度と比較
して、入院で 27.3%の増、外来で 0.4%の減を予定しております。また、建設改良事業は、医療機器
等 4 品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は前年度と比較し
て 7.4%増の 10 億 1,937 万 2,000 円、病院事業費用は、8.3%増の 10 億 6,107 万 1,000 円を見込み、
収支差引 4,169 万 9,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、医療機器等 4 品目の購入、企業債償
還金及び修学資金の貸付を予定しており、支出合計で 1 億 4,697 万 4,000 円を計上しております。

収入は、企業債の借入、出資金、長期貸付金収入で 1 億 348 万 5,000 円を予定しております。

なお、差引不足分 4,348 万 9,000 円については、損益勘定留保資金及び隠岐島前病院整備基金で補
填することとしております。

予算第 5 条は、企業債の限度額、予算第 6 条は、一時借入金の限度額、予算第 7 条は、議会の議決
を経なければ流用することができない経費、予算第 8 条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定める
ものであります。

次に、議第 18 号「令和 8 年度隠岐病院事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算第 2 条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は 115 床で、年間患者数は、前年度と比
較して、入院で 3.3%減の 3 万 1,682 人、外来で 9.9%の減の 9 万 2,858 人とし、へき地医療センター
は 107 人、訪問リハビリテーションは 348 回、訪問看護は、3,520 回を予定しております。また、建
設改良事業は、施設設備整備事業 2 件、医療機器 25 品目と車両 1 台の購入を予定するものでありま
す。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年比 11.1%
増の 37 億 5,068 万 6,000 円、病院事業費用は、7.7%増の 38 億 5,855 万 5,000 円を見込み、収支差引
1 億 786 万 9,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、タクシー乗降場及び自家用車送迎用

区画設置工事並びに空調（ファンモーター等）更新工事の2事業、医療機器25品目、車両1台の購入と企業債償還金及び修学資金の貸し付けを予定しており、支出合計で4億7,512万4,000円を計上しております。

収入は、企業債、出資金及び長期貸付金収入等で4億787万1,000円を予定しております。

なお、差引不足分6,725万3,000円については、損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第19号「令和8年度国民健康保険医科診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は2億9,505万2,000円と定め、前年度と比較して2億5,618万2,000円の減額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第20号「令和8年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は1億3,998万円と定め、前年度と比較して927万円の増額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医薬材料費、歯科技工物委託料が主なものであります。

次に、議第21号「令和8年度へき地診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は4,266万2,000円と定め、前年度と比較して795万2,000円の減額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で中村診療所及び五箇診療所からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は、7億8,336万1,000円と定め、前年度と比較して13億2,532万3,000円の減額予算となっております。

歳入につきましては、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費及び運営費が主なもので、事業費は島前分署施設整備費、海士出張所施設整備費、通信指令台整備事業費及び車両整備事業費であります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（仲吉 正）

ここでお諮りをいたします。

隠岐広域連合会議規則では、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時30分まで変更したいと思えます。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日は、2月6日は午前9時より本会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて休会といたします。

（散会宣告17時02分）

令和8年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 開会（開議） 令和8年2月6日（金） 9時00分宣告

2. 出席議員

1番 川 本 息 生	5番 脇 田 千代志	10番 石 田 茂 春
2番 亀 澤 林大朗	6番 石 橋 良 行	13番 吉 田 雅 紀
3番 松 山 貢	7番 村 尾 茂 樹	14番 仲 吉 正
4番 村 上 一	8番 菊 地 政 文	

3. 欠席議員

9番 西 尾 幸太郎 11番 松 本 清 孝 12番 坪 内 涼 二

4. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	池 田 高世偉	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
副広域連合長	坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	山 崎 章
同	平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同	曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	佐々木 朋 哉
同	川 崎 康 久	診療所事務長	野 津 晶
事務局長	齋 賀 光 成	消防長	田 中 勤
総務課長	和 田 哲 也	消防総務課長	渡 邊 秀 幸
介護保険課長	上 野 俊 之		

5. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子 書記 高 井 美 雪

議事の経過

○議長（仲吉 正）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 一般質問

日程第1.これより「一般質問」を行います。

一般質問は、お手元に配付の別紙3「通告一覧表」のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き、30分以内とします。なお、再質問につきましては、答弁に疑義がある場合
にお願いをいたします。

議員、執行部の皆様におかれましては、何とぞご協力をお願いいたします。

それでは発言を許可いたします。4番・村上一議員。

○4番（村上 一）

おはようございます。日本共産党の村上一です。今日は、介護保険料の負担軽減について、質問い

たします。

隠岐広域連合は、隠岐圏域内の高齢者に、公平で適正なサービスの提供を行うため、介護保険事業を実施しています。この介護保険事業の財源は、被保険者第1号65歳以上の方、第2号40歳以上65歳未満の医療保険加入者の保険料と、国、島根県、隠岐4町村の公費で賄われています。

現在、隠岐広域連合の第9期保険料基準額は6,550円となっています。事業が始まった平成12年の第1期保険料は3,400円、平成15年の第2期は3,900円、平成18年の第3期は4,200円と値上がりし、第4期は据置きで、平成24年の第5期から現在の第9期まで、6,550円となっています。

私は、昨年4月の隠岐の島町議員選挙に立候補するに当たり、町民アンケートを実施しました。122名の方から回答があり、町政に望むことの第4位が、国保税、介護保険料の軽減でした。ちなみに、第1位は医療体制の充実、第2位が買物弱者対策、第3位が隠岐汽船、飛行機、バスなどの整備、となっていました。

島根県のほかの自治体の介護保険料を調べてみましたが、一番高いのが大田市の7,300円、一番低いのが津和野町の5,882円でした。そして島根県全体の平均は6,432円でした。

そこで、公正で適正なサービスの提供は維持しながら、隠岐広域連合の保険料を少しでも軽減することは出来ないのか、執行部の見解をお聞きします。

○番外（池田広域連合長）

ただいまの村上議員の一般質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、介護保険制度は、急速に進んでいく少子高齢化社会の中において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会全体で支え合う制度でございます。隠岐広域連合におきましても、圏域内の高齢者の皆様に対し、公正かつ適正なサービスが安定的に提供できるよう、介護保険事業を実施しているところでありますが、議員ご指摘のとおり、第9期の介護保険料基準額は6,550円で、制度開始当初に比べ上昇しており、島根県平均に比べ、若干高い状況にあります。

しかしながら、介護保険料は、保険給付費の見込みや、高齢者人口などを踏まえ、国の制度設計に基づき算定されるものであり、要介護認定率やサービス提供体制など、地域の実情が反映された額となっております。

隠岐圏域の場合、第1号被保険者数は、平成27年の8,090人をピークに減少し、令和7年には7,851人となっており、サービス提供体制につきましても、人材不足等の影響により、居宅在宅系サービスを中心に、サービス提供量が減少している状況にあります。他方、介護保険事業者に従事する方々の賃上げや、働きやすい職場環境の整備などを目的に、本年6月には2.03%を加算する報酬改定が見込まれております。

また、保険料の財源は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率により構成されており、第1号被保険者の人口比率の増加に伴い、第1期の17%と比較して段階的に上昇し、第9期におきましては、6%増の23%となっております。今後も財源構成の変更が懸念されているところでございます。

こうした中、保険料の上昇を可能な限り抑えることは重要であり、これまでも介護給付費適正化事業の推進や、地域包括ケアシステムの推進などに取り組んできたところでございます。

令和8年度は、第10期介護保険事業計画の策定年度であり、介護保険料基準額を設定することとなりますが、保険料負担の抑制に向けた方策につきましては、介護保険給付費準備基金の活用や報酬改定の動向、さらには、隠岐圏域の実情を十分に見極めながら、計画策定の諮問機関である介護保険運営協議会と協議を重ね、慎重に検討してまいりたいと考えております。

引き続き、公平かつ適切なサービス提供体制を維持しながら、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進め、持続可能な介護保険制度の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○4番（村上 一）

再質問を行います。

今の連合長が答弁いただきました最後の部分の第10期介護保険事業計画が、来年度作っていくということで、そこで決まるということでしたが、その中の介護保険給付費準備基金についてが一つです。それは、準備基金がこの前の決算でもそうでしたけども、1億9,590万円あると、この準備基金を取り崩すということも考えられるんじゃないかということなんですけども、この準備基金というのが、何のためにあるのか、そしてどれぐらいあれば良いのかっていうことを、ちょっと分かる限りでいいですので、お聞かせいただきたいということと、それから、最初のほうで答弁いただきましたけども、介護保険料は、国の制度設計に基づいて、地域の実情が反映された額となっているということでした。国が4分の1ですかね、保険料が2分の1で、国が4分の1、市町村と県が8分の1ずつを負担しているという状況だと思うんですけども、本来もっと国が補助すべきではないかというふうに思うんですけども、国がやらない場合は、もう隠岐の島の町村は恐らく財政的に非常に厳しい状況ですので、そうであれば県がちょっと比率を上げるとかして欲しいということがあります。

特に、この離島の場合は、他の中山間地と違って、車で移動が出来ない。だからこの島の中で、介護保険事業もやっていかなきゃいけないということを考えれば、もっともっと離島に対する補助というのはあってもいいんじゃないかなと思うので、そういうところを、この隠岐広域連合として、県とか国に強く求めていくっていう考えないのかという、その今基金の考え方と、もっと県とか国に対して言うべきではないかという点についてお答え願いたいと思います。

○番外（川崎副広域連合長）

それではただいまの村上議員のご質問にお答えいたします。

まず、準備基金の方につきましてはですね、まず何のためにということですが、例えば、ぎりぎりの保険をいただいている、事業者さんにそれを財源に給付費を払う、お支払いするわけですが、足らなくなったら、またこれ大変なことなんで、若干ですね、余裕を持って、保険料を設定しております。で、その保険料の剰余金、余った額をですね、準備基金に積んでいるというような状況でございます。

適正な額というのがですね、はっきり分かりませんが、ただ、県内とかそういった状況を見てみますと、大体1億5,000万円前後あれば、適切なのかなあというふうに、我々広域連合としては見ております。

現在、2億近くあるということで、やっぱり、この保険料を繰越したものを積んでいるということで、私たちも早めにこれ返していく必要があると、亡くなった方は、余った保険料を使うことなく6,550円をまたお支払いするということになりますので、やっぱり一定程度返していく作業も必要だというふうに考えております。2億近くなりましたので、そこら辺の基金の取崩しもですね、もちろん保険料がどのくらいが適切かっていうところの兼ね合いがありますが、6,550円程度で終わるんじゃないかということであれば、その基金を活用して、若干でも下げていくということも、検討していきたいというふうに考えております。

それから国の制度につきまして、国の制度は先ほど村上議員がおっしゃるとおりでございますが、じゃあ県とか町村に働きかけて、保険料を減額したらどうかというご質問だと思いますが、介護保険制度につきましてはですね、直接国が4分の1、あるいは県市町村の8分の1、これに対して直接補助金を打つことが出来ないというふうにされております。例えば消費税なんかもですね、基本的には商品に転嫁させなさいというような方針でして、この保険料に関しても、そこに財政出動をさせてはならないというような、法律にきちっと書いておりませんが、そういう指針が出ておりますので、もしやるとすればですね、例えば、生活弱者への支援、トータルのパッケージの支援、そういったもので介護保険料の何か負担を減らしていくということは考えられると思いますが、直接的な保険料への補助という財政出動、それはちょっと出来ないということになっておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。以上です。

○4番（村上 一）

はい、ありがとうございました。是非よろしくご検討いただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（仲吉 正）

以上で村上一議員の一般質問を終わります。

次に、3番・松山貢議員。

○3番（松山 貢）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

これからですね、「隠岐航路新造船就航に向けての取組について」ということで、質問させてもらいたいと思います。

まず、造船中、進水式就航に伴い様々な企画、イベント等の立案については、どのようにプランされるか、また併せて、隠岐諸島のイメージ戦略等にどう生かせるか、お考えをお聞かせください。

そして、新造船の内外装等のデザインマネジメントを中心とした、プロジェクトマネジメントについて、明快なコンセプトの表現、さらに各意匠デザイン、マテリアルの選定、サイン計画の設計承認、その体制についてはどのようにお考えかをお示しください。

最後に船内等における観光、産業、文化等の船内表現、スタッフ等のユニフォーム刷新プラン等についての企画はどのように考え、立案、マネジメントしていかれるか、お考えをお聞かせください。

○番外（池田広域連合長）

只今の松山議員の一般質問についてお答えいたします。

それでは、1点目の「企画・イベント等の立案と隠岐諸島のイメージ戦略」についてお答えいたします。

新船の建造過程から進水式、就航に至る一連の節目は、情報発信の重要な機会であると認識しており、建造状況や進水式の様子については、YouTubeなどのSNSを活用した情報発信を実施していく予定でございます。

また、就航時においては、新船の内覧会及び記念式典の開催など、関係機関ならびに建造事業者と連携しながら企画して参りたいと考えております。

これら一連の情報や記録につきましては、随時、島民や関係団体へ提供し、隠岐諸島のイメージ戦略に積極的に活用していただきたいと考えております。

次に2点目の「コンセプトの表現及び設計承認・体制」についてお答えいたします。

新船建造につきましては、可能な限り利用者ニーズを反映させ、安全・安心で快適な船旅を提供できるよう、造船所からの提案を受け、関係機関と協議しながら設計を進めているところでございます。

また、造船所にはデザインに隠岐らしさを取り入れていただくよう要望しており、近日中に内装デザインのプレゼンテーションが予定されておりますので、議員各位にもご出席いただき、ご意見をいただきたいと考えております。

最後に「船内等における観光・産業・文化等の船内表現」についてお答えいたします。

新船を活用したプロモーション戦略につきましては、船内の案内表示等を多言語表記で進めており、船内デザイン等についても隠岐らしさを盛り込むことで、各種団体において様々な場面で活用していただきたいと考えております。

また、スタッフユニフォームの刷新等につきましては、人員確保対策につながるPR活動の一環としての取り組みかと思っておりますが、新船建造を機に隠岐汽船株式会社をはじめとする関係機関と連携し、隠岐諸島のプロモーション活動や人員確保対策等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○3番（松山 貢）

積極的取組のお考え、答弁を強く賛同いたします。1年近く2回にわたってですね、一般質問の中で触れ続けてきた事項であり世界観です。この事に限らず、人員確保の関係についてもですね、現況の活動と効果、実行力その手腕については、立場が優位性にあるとはいえ、非常に、その取組自身は評価されるべきだというふうに思います。

答弁の中で、確認したいところがありますので、そのことだけお伺いしたいと思います。

1つは、コンセプトについてはですね、文言中に、内容が見当たらなかったののでそれについてのことと、それからプロモーションについてです。この2つの項目について、主体がどこでされるのか、どういうプロセスをイメージされているのか、そして現在のアイデアはどうかというところについて、お伺いできればと思います。

○番外（齋賀事務局長）

それでは松山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、コンセプトについてです。以前から松山議員から新船のコンセプトについて、ご質問をいただいております。現時点でコンセプトについて表記をしている部分はございません。あくまでも隠岐広域連合としては、隠岐らしさをふんだんに取り入れた、快適な船旅を提供する船ということ。それと、隠岐圏域の生活を守るための、船舶ということで建造していきたいということが大きな狙いということかなというふうに思っております。今後改めて、こういったコンセプトでというところを明確に文言にしてお示しをするという予定は、現時点ではございません。

2点目、プロモーションの主体というところかと思いますが、隠岐広域連合の事務事業については、以前にもご説明をさせていただいておりますが、規約に則って事務事業を進めていくということになっております。この規約には現時点でそういった部分が盛り込まれておりません。なお、隠岐広域連合の規約にそういったものを盛り込むと、他団体、構成団体においてそういった事務事業を担うことが出来なくなるというような総務省の見解もございます。そういったところから、あらゆる隠岐広域連合で持っている素材を構成町村であったり、観光関係団体等へ提供してですね、一緒になってそういったプロモーションというところに取り組んでいくということになろうかなというふうに思っておりますので、隠岐広域連合が主体的に、そういったものに取り組んでいくってことは現時点では難しいかなというふうに思っておりますが、全く手を出さないということではなくて、協力をしながら進めていくというふうに考えておるところでございます。以上です。

○3番 (松山 貢)

立场上の制約の中でもですね、今現在までも効果的な力を発揮されて展開されることを評価されて、さらに、その立場にとどまらずにやっていくんだということも聞かせられました。今後も期待したいと思います。

中ではですね、SNS等の関係については、展開するとは言われてますけれども、例えば建造中の様子を動画で配信され続けるとかですね、そういった具体的なところで落とし込んでいただきたいということと、それから、隠岐諸島全体で考えがちでありますけれども、昨日の委員長報告、視察の報告でありましたように、島根県を挙げてのですね、取組という展開も、是非私たちとしては、忘れてはならないことだというふうに思います。コンセプトについては、今明確に出さないというふうにお答えでした。冒頭にお話しされたのが、いわゆるテーマですね、テーマについてお話をさせていただいて非常にいいテーマだと思います。具体的であり現実であり、かつ切実なテーマだというふうに思います。そのテーマ自身が昇華されていってコンセプトにつながるわけですが、そこまで至る、ところ難産というのはよくあることだと思います。言葉になったときに初めて人に伝えられることになるんだと思うんですね、施策を重ねることが必要だと思う。

今現状までは、スタッフの方々取り組まれてさらに取り組んでいかれる難しい立場の中で取り組んでいける状況が続いていくわけですが、執行部の皆さんにはご担当になる方々への支援とフォローアップをさらに強化してもらって、船自身の建造への効果が最大限発揮されるようなことをしていただけたらと思います。

最後に、コンセプトですから難しいところもあると思うんですけども、今、今日お伺いしたそのテ

一マ、私聞いたところの冒頭の話をもっと短くしていくと、「隠岐諸島振興戦略船」、みたいなことになろうかと思うんですね、隠岐諸島全体戦略振興であるというふうに使ってます。こんなことも考えながら、さらに来年就航に向けてですね、副連合長の仕事として置き土産、残されたビジョンの具体化への課題だというふうに思います。私のほうも含めて、協力は惜しまないつもりですので、さらなる働きを期待されます。以上です。

○議長（仲吉 正）

以上で、松山貢議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は終わりました。

日程第2. 質疑

日程第2. これより「質疑」を行います。

承認第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」から、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」までの38案件について質疑を行います。

最初に、承認第1号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第3号の質疑を終わります。

次に、承認第4号「隠岐広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号「工事請負契約の締結（隠岐島消防署島前分署庁舎建設工事）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号「工事請負契約の締結（隠岐島消防署海土出張所庁舎建設工事）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第6号の質疑を終わります。

次に、承認第7号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第7号の質疑を終わります。

次に、承認第8号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第8号の質疑を終わります。

次に、承認第9号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第9号の質疑を終わります。

次に、承認第10号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 10 号の質疑を終わります。

次に、承認第 11 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 11 号の質疑を終わります。

次に、承認第 12 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 12 号の質疑を終わります。

次に、承認第 13 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 13 号の質疑を終わります。

次に、承認第 14 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 14 号の質疑を終わります。

次に、承認第 15 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、承認第 15 号の質疑を終わります。

次に、承認第 16 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第16号の質疑を終わります。

それではここで、10分間の休憩をいたします。

(本会議休憩宣告9時36分)

会議を再開いたします。

(本会議再開宣告9時46分)

次に、議第1号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第1号の質疑を終わります。

次に、議第2号「隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第2号の質疑を終わります。

次に、議第3号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」について、質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第3号の質疑を終わります。

次に、議第4号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第5号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第4号の質疑を終わります。

次に、議第5号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第5号の質疑を終わります。

次に、議第6号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第6号の質疑を終わります。

次に、議第7号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第7号の質疑を終わります。

次に、議第8号「令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第8号の質疑を終わります。

次に、議第9号「令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第9号の質疑を終わります。

次に、議第10号「令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第10号の質疑を終わります。

次に、議11号「令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第3号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第11号の質疑を終わります。

次に、議第12号「令和7年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第12号の質疑を終わります。

次に、議第13号「令和7年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第13号の質疑を終わります。

次に、議第14号「令和7年度消防事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第14号の質疑を終わります。

次に、議第15号「令和8年度隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第15号の質疑を終わります。

次に、議第16号「令和8年度介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○4番(村上 一)

先ほど私の一般質問でもちょっと質問したんですけども、ちょっと全協のときには聞けなかったので教えてください。というのはですね、1つは、歳入のところに基金繰入金っていうのがあります。それから、歳出のところにも、基金積立金っていうのがありますけども、これはどんなふうにちょっと考えたらいいかだけ教えていただけますでしょうか。

○番外(上野介護保険課長)

ただいま質問いただきました、基金繰入金と基金積立金についてですが、これ利息になりますんで、利息の運用というところで積み上げております。

○議長(仲吉 正)

よろしいですか。

○4番(村上 一)

はい。

○議長(仲吉 正)

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 16 号の質疑を終わります。

次に、議第 17 号「令和 8 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 17 号の質疑を終わります。

次に、議第 18 号「令和 8 年度隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 18 号の質疑を終わります。

次に、議第 19 号「令和 8 年度国民健康保険医科診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 19 号の質疑を終わります。

次に、議第 20 号「令和 8 年度国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 20 号の質疑を終わります。

次に、議第 21 号「令和 8 年度へき地診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 21 号の質疑を終わります。

次に、議第 22 号「令和 8 年度消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第 22 号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

日程第 3. 討論

日程第 3. これより「討論」を行います。

承認第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分について」から、議第 22 号「令和 8 年度消防事業特別会計予算」までの 38 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 4. 採決

日程第 4. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、承認第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分について」から、承認第 16 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算 (第 3 号)」までの 16 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、承認第 1 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第 3 号)の専決処分について」から、承認第 16 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算 (第 3 号)」までの 16 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 1 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 3 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの 3 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 1 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 3 号「隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例」までの 3 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 4 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 5 号)」から、議第 14 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」までの 11 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第4号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第5号)」から、議第14号「令和7年度消防事業特別会計補正予算(第4号)」までの11案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第15号「令和8年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」までの8案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第15号「令和8年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第22号「令和8年度消防事業特別会計予算」までの8案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第5. 閉会中の継続審査

日程第5.「閉会中の継続審査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上、上程された議案の審議は終わりましたが、2月13日をもって、「川崎副広域連合長」が任期満了により退任することとなりました。

この場を借りて、退任のご挨拶を演壇にて、いただきたいと思います。

○番外(川崎副広域連合長)

まずは昨夜、送別会を開催いただき誠にありがとうございました。また本日は、上程しました議案について、全て可決いただき、ありがとうございます。

さて私は、先ほど議長からありましたとおり、2月13日をもちまして任期満了に伴い退任いたし

ます。振り返りますと、平成2年に隠岐広域連合の前身である隠岐島町村組合に入職し、平成20年まで、仁万の里で勤務をさせていただきました。

その後、事務局総務課長、それから事務局長などを歴任いたしまして、平成30年から池田広域連合長のもと、常勤の副広域連合長として、2期8年務めさせていただきました。

その間、超高速船導入事業、消防本部、仁万の里の移転新築、近年ではまだ途中ではございますが、フェリーしらしまの更新や、隠岐航路の発券窓口のシステム化事業など、大きな事業に関わらせていただき大変貴重な日々を送ることが出来ました。

正副連合長の皆様はもとより、議員の皆様や職員などたくさんの仲間にも恵まれ、支えられたことが何よりも私にとって大きな財産となったことに、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

隠岐広域連合は、皆様のご理解とご協力のもと、隠岐圏域のインフラ事業を進めておりますが、隠岐汽船の乗組員不足に伴う減便体制の解消、あるいは病院経営など、今後も課題が多く残されており、これからさらに歯を食いしばって事業を進めることが、必要不可欠だと考えております。

今回昨日、同意をいただきましたが、新たな体制のもと、さらに発展していくことを心から祈念申し上げますとともに、議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

川崎副広域連合長のこれまでのご尽力とご功勞に対しまして、議会を代表いたしまして、心より惜別の意を申し上げます。

退任されましても、ご健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念いたします。どうもありがとうございました。

以上をもって、本議会定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告10時06分)

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ずもって、川崎副広域連合長お疲れ様でした。そしてありがとうございました。

本定例会には、副広域連合長の選任同意案をはじめ、承認案件16件、条例改正案3件、令和7年度補正予算案11件及び令和8年度各会計予算案8件の39案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

これから、構成団体の3月議会が開催されますが、議員各位の益々のご活躍をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日はこれをもって散会し、令和8年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

（本会議閉会宣告10時08分）